

事業所対話ではCCUSを必ず！中野支部で87人の登録会開催！

入札・経営審査で加点、地域建設業で活かす方向示される！

中野支部、登録会を開催！

長谷工に従事の87人が集まる

きっかけは事業所訪問でした。

上鷲宮分会のA事業所より、外注の従事者のCCUS登録を支部に依頼されました。長谷工では安全協力会などで登録を促進しており、A社は長谷工の一次業者として、すでに事業所登録は完了し従業員登録も進めていました。

さらに外注従事業者・一人親方などの登録が必要でA社だけではできないと、支部と二度の打合せのうえ、日程を決めCCUS登録会開催。

事前にひとりひとりに時間・場所・持参すべきものを案内し9月25日に開催、87人も仲間が集まりました。今後、一人一人の登録を丁寧に進め、組合加入につなげていく予定です。



【会場は協力業者でいっぱい！】

支部では就労履歴や技能資格を登録するCCUSの情報活用による技能評価を通じて、賃金と労働条件の上の運動をすすめる、としています(支部「産業対策ニュース秋号2」より)。

CCUS受付は76人、うち組合未加入者62人(都内在住28人、神奈川11人、千葉5人、茨城6人、埼玉12人)。都内在住者のうち、20代1人、40代4人、50代7人、60代9人、70代7人となっています。

入札・経審でCCUS活用の動き

国交省、経審・入札制度基準の改正を決定

国土交通省は、中央建設業審議会において経営審査・入札制度の基準を改正することを決定しました。

CCUS情報を活用した企業評価制度を活用し、評価レベル4で3点、レベル3で2点を加点するとします(2020年度から)。

福岡、山梨、長野県も、全国に波及へ

福岡県では、競争入札参加資格審査における「地域貢献活動評価項目」で、CCUS登録事業者を加点(今年度)。

山梨県では、総合評価落札方式で入札する土木一式工事に技能者登録で2点加点(2019年10月以降)。

長野県でも、入札参加資格で登録業者は加点検討(2021年度から)、総合評価落札方式でも加点を検討するとし、法改正をまたずに全国の自治体に波及するとみられます。

日建連は、CCUSを普及する税制要求として、9月25日の理事会でCCUS設備の即時償却、技能者代行申請料の元請損金算入を求めています。

鉄筋、型枠、機械土工の3職種／能力評価基準を初認定／国交省

国土交通省は、CCUSと連携した技能者の「能力評価基準」について、10月7日に鉄筋(全鉄筋)、型枠(日本型枠)、機械土工(日機協)の3職種(団体)基準案の申請があり、8日付で国交大臣が認定しました。

今年度内に登録基幹技能者制度がある35職種の基準申請手続きを完了させるとしており、10月中には「建築大工」(全建総連)を含む10職種前後が申請を予定しています。

CCUS情報を活用し技能者の力量を4レベルで評価、カードが交付される仕組みです。

- ▽レベル4(ゴールド)
- ▽レベル3(シルバー)
- ▽レベル2(ブルー)
- ▽レベル1(ホワイト)

能力評価申請を済ませた技能者本人にレベルアップされたカードが交付されます。

2020年度から技能者本人か技能者が所属する事業者が、能力評価を実施する各職別の専門工事業団体に能力評価とカード更新を申請することになります。3職種は11月以降年度内の評価開始をめざしています。

現在、登録基幹技能者であれば自動的にゴールドカードが交付されますが、評価制度が開始された職種は、レベルアップのためには前のレベルの資格取得が必須となります。

国土交通省は、CCUSによる能力評価基準により経営事項審査を見直すことで加点対象とすること、給与面に反映させること、建設業許可での要件化、検討を進めるとし、登録がますます重要となります。

振興基金より、CCUS登録申請書の内容修正があり第3版が作成され、認定窓口に送付されました。第2版は、技能者申請書は使用可、事業者申請書は廃棄するよう案内がありました。追加は基金HPより注文を(無料)

CCUS現場登録済みステッカー

工事現場の仮囲い・出入り口・事務所などの見やすい場所に貼り付けるものです。

- [サイズ] A4版シール：
H210×W297
- [料金] 300円(税別)
- [送料] 10枚以上無料

[注文] TEL 03-3977-3333 (株)つくし工房
FAX 0800-888-9333



建設キャリアアップシステムとは？
Construciton CareerUp System

このステッカーは、建設技能者および事業者の方に「建設キャリアアップシステム」(CCUS)において現場IDが取得済みで、就業履歴の蓄積が可能であるということをアピールしていただくためのものです。

窓口受付の支部間協力について

組合員などからの登録依頼が増えつつあります。窓口となっている最寄りの支部へ他支部の仲間の登録をお願いするケースが目だってきました。先行して認定窓口となっている支部が過大な実務負担をとらないよう、支部間での登録協力のルールについて、6月20日のニュースで案内しています。

支部が自力で仲間の登録サポートをしていくことを前提としつつ、本部・支部間で協力して登録を推進します。支部間協力の指針を改めて掲載します。

- ①組合員の登録申請書・添付書類は、所属する支部の書記が点検すること
- ②窓口支部へ、他の支部が所属組合員の申請書類を持ち込む場合は、来訪日を予約すること
- ③窓口支部へは、申請する組合員本人(事業所の事務担当者なども可)が出向くこと
- ④組合員の所属する支部書記も、来訪日には同行することを原則とします。同行できないときは窓口支部に必ず連絡し、窓口支部の指示に応じた対応をすること
- ⑤不備訂正・書類不足等で再来訪となる場合、窓口支部は書類を受け取れません。組合員の所属する支部書記が組合員の申請書作成サポートに責任をもつこと

全支部が認定窓口になれば、未加入者もふくめ登録される事業所の取引先や従事者を支部が把握することが可能となります。組織を拡大し、地域で信頼される組合づくりに認定窓口開設が大きな役割を發揮します。

都連一人親方安全衛生研修会

一人親方の安全衛生活動の進め方、災害事例の紹介、基本的な知識の研修です。厚労省委託事業で履修についてはCCUSの講習受講経歴として登録が可能です。

[日時] 11月6日(水)午後1～5時

[会場] 全建総連会館1階大会議室

[受講料] 無料 申込みは本部労対部へ